金 融商品市場での共同ボイコット行為への

競争法の適用について

CDS市場での欧州委による確約決定を中心として

諏 訪 嵐 貞 明

おわりに

はじめに

CDS市場における違反被疑行為(次頁本件の概要図参照)

等の概要

兀

はじめ(1)

商品であるクレジット・デフォルト・スワップ(以下、CDS)が店頭取引(以下、OTC)で決済されていたこ 世界的にも未曾有の経済的困難をもたらした二〇〇八年の国際金融危機、 の二〇〇八年九月一五日に発生した。その後、こうした事態がなぜ起きてしまったのか、その直接ある 原因が様々な角度から分析されてきた。特に、本稿で主として検討対象とした事件(以下、 いわゆるリーマンショックが 本(2) 0) 十五.

間接 程前

0)

対 13 は

と自体が、その危機をより深刻なものとしたとの指摘がなされている。このため、その後、(3) 欧州委)は、同委閣僚理事会の定める審査手続規則二〇〇三年第一号(以下、審査手続規則)第九条の規定によっ(5) 改革が行われた。また、本稿で論じる予定のCDS市場での共同ボイコット行為に対して、欧州委員会(以下、 て、違反被疑者が申し出た確約(commitment)を法的に拘束する決定(以下、確約決定)を行った。その結果: ティブ取引の免許等を受けている清算機関の利用義務付けなど我が国、EU、米国を始め世界各国で様々な制度 金融機関のデリ

みえる。こうした観点から本決定を子細にみると様々な論点が存在する。 そこで、本稿では、先ず本件の違反被疑行為及び確約決定の内容について概要を紹介した上で、三つの論点に(9)

当該取引市場における一定のルール策定がなされ、それは右記の様々な法制度改革の一端を担っていたようにも

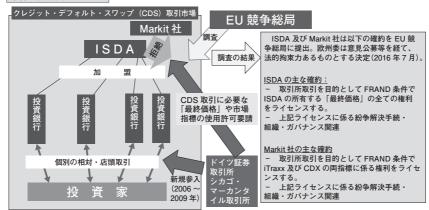
絞って検討する。また、それらの我が国への示唆にも言及する

CDS市場における違反被疑行為(次頁本件の概要図参照) 等の概要

二―一 欧州委による審査・確約決定に係る手続

に違反しているとの疑いから、 明された場合、欧州機能条約 る取引情報を支配するために、その市場支配的地位の濫用等を行っていたのではないか、したがって、これが 行一六行及び英国を拠点の一とする情報提供会社である Markit 社に対して、彼らが共謀してCDS市場にお 欧州委は、二〇一一年四月からCDS市場に関して Bank of America Merrill Lynch 等の世界的な大手投資銀 欧州委は、二〇一三年三月二六日、国際スワップ・デリバティブ協会(以下、ISDA)まで審査(キヒ) (いわゆる「リスボン条約」)一○一条(以下、欧州競争法一○一条)及び同一○二条 審査手続規則一一条六項の規定に基づき、 審査を開始した。

本件の概要図



約

決定を行った。

書を通知。 象を n Reasonable S \forall 0) が 1 認 ライセ それぞれ 十分であるとして、 D 拡大した。 Markit 社及び ケ めること ッ ンス 1 Markit and 二〇一五年 有するC 等 を テ Non-Discriminatory ス 証 0 $\overline{\overline{}}$ 社 <u>} آ8</u> 確 券 約を ·等 取 双 D その =引 0 一の投資銀行(16) 一二月に同委は 方 S 所等 年 Е 所 市 が 審 定 Ł U 場 競 月 で取引され 0 査を終結。 手 争 公 関 続 総 日 平 す を経 局 以 以 る 13 下 本 둑 指 伜 申 る 合 かし、 金 標 F 一行が本件に関 L 理 審 三行 右 出 融 R 査 的 낈 商 Α 結 記 下 N 果に 品 0) 非 とお 当 に対し D C 該 差 基 D 六年七 条件で、 与し n 確 别 づ S て異 約 车 き 欧 的 関 た証 間 州 係 月に 議 委は K 0 Ι 指 (Fair, 告 わ 拠 両 S Vi 確 7 D

二 本件の被疑行為の概要

期 ゴ D 拒 団 Α 0 本 体19 及 信 伜 絶すること等によりCDS市場への参入が阻害され、 マ 0) び 用 0 関 決定として、 力 デ Markit 社は共に、 ij 連 バ 市 夕 ティ 場 1 ば ル 取 ブ市場であ 引 二〇〇六年~二〇 0 所等に対し Τ C及び C D ŋ S 潜 関係 て、 地 在 琿 的 指 〇 九 C 的 13 標 D は 範 年 0) S 囲 取 関 ラ は 0 引 係指 全世 イ 間 所 に セ で 標 ン 昇 取 それ であ ス 0 引 ささ ラ ぞ 係 ィ る。 n n は セ n る 得 事 欧 シ る ン Ι S 州 カ 短

書では、ISDA及び Markit 社のみ違反被疑行為について左記のとおり記載している。また、同決定書では格 段の記載はないが、我が国独占禁止法では、本件の行為は、事業者団体が「新規参入者の市場への参入を妨げ… 競争法一○一条に違反していたのではないかとしている。同委はその後、一三行に対する審査を終結、 確約決定

ようとする行為」であるとして原則違反とされ、関係ガイドラインで事業者団体の共同ボイコットとして整理さ

二―二―一 ISDAの被疑行為

場に参入することは困難になったのではないかとしている。一般的に、 とした「最終価格」ライセンス申請には応じない方針を承認した。欧州委は、これにより右記取引所等の新規参(※) DXが二〇〇八年末に、それぞれ信用デリバティブ商品上場に関してISDAに「最終価格」のライセンスを求(%) る。また、その参入により取引コストが低下する。取引所取引が進めば、 入者が all-to-all の めた。しかし、一三行も出席するISDAの理事会はこれらを拒絶した。また、二〇〇七年、取引所取引を目 取引所とヘッジファンドの Citadel 社の合弁企業で、CDS市場の清算・取引に係るプラットフォーム企業CM ドイツ証券取引所の一員であるデリバティブ取引所の Eurex が二〇〇七年三月に、(4) (投資家も含めたすべての市場関係者が直接参加できる)取引所取引を通じて信用デリバティブ市 取引所取引は店頭取引よりも安定性があ 市場はかかる利益を享受していたであ シカゴ・マーカンタイ

二―二―二 Markit 社の被疑行為

同社は、CDSの二つの基準指標群として広く知られているiTraxx とCDXを所有している。(②) 他方、CM

標のライセンス料最大化というその経営上の利益に反しているときでさえ、一三行の助言に従っており彼らの 用デリバティブ商品の取引所取引という潜在的新市場への参入を制限された。 の取引のためにライセンスすることを明確に拒絶した。これらの行為により、 Central Limit Order Book(集中指值注文台帳、 具として機能していた。 の協力の場である、 Xのライセンス契約を結びたいと Markit 社に打診した。その際、CDS取引に係る共通の利益を有する一三行 Xが二○○八年に、 また、 間接的に消費者に損害がもたらされた可能性が指摘されている。 Markit 社の指標諮問委員会に属する一三行からの委員と、 信用デリバ 結果、 同社は、 ティブ商品を上場するために、 両指標のライセンスを見積依頼取引 以下、 C L O (B) (31) 同 を利用した取引所やその他プラットフォー ご社の親会社 Citadel とCMEが (Request for Quote) こうした行為により投資家にとっ 右記の新規参入者による短期 同社 は協議 した。 のみに限定し、 iTraxx とC 同 社 は -ムで

二―三 両者が提出した確約の概要

どを経て確約決定が行われた。本件確約決定の期間について、ISDAはその決定後一〇年間とされた。 (3) Markit 社の場合、 Markit 社 定の見直しを行うとされた。 州 、委の異議告知書に対して、 は 同 .社が右記の二つの指標を保有・管理している間と一〇年間の短い 五年間を経過したところで同社が仮に事情変更の申し出を行った場合、 両者の確約の内容は、 両者は確約を欧州委に提出し、 異議告知書記載の競争上の懸念に十分対応でき、 マーケット・テストの後、 方の 期間とされた。 欧州委はその確約決 多少の形式的修正な 両者にとっ また、 他方、

ても履行負担が最も少ないものであるとしている。

二―三―一 ISDAの確約決定

も七五日以内に紛争を解決できない場合、当事者は裁判所に提訴できる。また、独立した Monitoring Trustee ない場合には、 の延長合意可)の交渉期間内にFRAND条件でライセンスする。また、右記の期間内にライセンスに合意でき 第一に、 I S D A は、 申請者側で独立した仲裁者に紛争仲介を託す権利を有している。さらに、四五日あるいは最大で 「最終価格」について取引所取引での使用を目的としていても、百二〇日間 (三〇日間

引所取引特有の要因で相場操縦行為が行われた場合などに限って、ISDAは、本件確約決定の義務が免除され、(3) ス中止よりも厳格でない手段で当該行為に対処できない場合にのみ中止できる ライセンス契約差し止めの訴えが可能となる。ただし、入札の相場操縦が疑われる行為をISDAが示した場合 (以下、監視受託者) が両者を拘束する決定を出すこともでき、本紛争に係る立証責任をISDAが負う。 他方、ライセンス料の支払いがなかった場合、申請者が倒産した場合等に加え、「最終価格」に係る入札が取 一方的にライセンス契約を終結してはならない。当該行為を監視受託人に示し、「最終価格」のライセン

響を排除するための手続が提案された。ISDAの理事会には一三行が入っている。そこで許諾決定の権限をI 行と協議してもよいとされた。 SDAの理事会などからCEOに委譲する。当該CEOは、 組織 ・ガバナンス関連である。「最終価格」のライセンスに係るISDAの決定に対する一三行 純粋に技術的事項のみその理事など、すなわち一三 !の影

二―三―二 Markit 社の確約決定

での取引対象となる金融商品のために、FRAND条件でライセンスする。仮に、ライセンス条件に関して三か 第一に、iTraxx 及びCDXの両指標について、 スワップ、 フューチャー、 オプション等も含め新たに取

月間で かなかった場合には、裁判所へ提訴できる。 (最大六か月間まで延長可) 合意できなかった場合には、 第三者仲裁機関の裁定、 あるいはそれでもうまく

ス料の徴収等について何か求めてはならない。 については、ISDAについて右記の確約決定がなされている以上に、Markit 社がライセンス条件やライセン I S D A 0) 「最終価格」も、 その入札運営管理などは Markit 社も関与しているが、 「最終価 格 ライ センス

託者も閲覧等できる。さらに、 して一五人までは一三行からではないものとする。 みに限定して得ることとする。 Committees)あるいはその後継組織、 組織・ ガバナンス関 当該委員会の委員は、 会議自体、 連である。Markit社は、 類似の委員会に対して、 今後五年間議事録を作成し、全ての議事は録音され、 固定されることなく順番に回され、また、二五人を上限と 両指標について技術的な、 CDS指標助言委員会 (CDS Index Advisory 運営・管理上 それらは監視受 一の助

二検討

本件のCDSのような最先端の金融商品は、 最新市場動向に係る情報を踏まえて自在に取引形態を変化させる

ことができ、その市場規模も急速に拡大してきた。 また、「一 はじめに」で述べたとおり、CDS市場周りの関係制度が整備され、 本件審査の対象となった取

か、 扱金融機関自体も一部淘汰されるなど本件市場を取り巻く環境は大きく変化した。こうした背景・事情もあって 本件が示唆する論点は、少なく見積もっても左記のとおり多岐にわたるものと考えられる。

第 一に、本件で問題となった「最終価格」並びに iTraxx 及びCDXの両指標(以下、CDS関連指標) そ

取引所が新規参入できないのではないかとする判断から、本件の被疑行為が審査対象となった。かかる市場関連 れぞれCDS市場に関する「情報」そのものである。その情報に係るライセンスがなければ、CMDXのような(⑶) の情報が新規参入事業者にとって、どの程度不可欠なものであったと評価できるか。最近のように、ビッグデー

タが競争手段の一つとして注目されていること等を踏まえると大変興味深い。 第二に、右記のとおり、本件の被疑事業者には、制裁金は課されなかった。他方、欧州委の審査手続規則前文

的協定などの違反行為にはこれを適用しないと明記している。 (3) では確約決定が適当でない場合が存在するとして、審査手続マニュアルでは密室のカルテルのような水平

正性の観点からの要求も加味した確約で決定している。また、被疑事業者の保有する金融商品取引に係る情報 いること自体の意義などについて検討する。 FRAND条件でのライセンスを内容の一つとしている。こうした競争法以外の点なども確約決定に盛り込んで 第三に、本件は、競争法違反行為の事件である。他方、本件確約決定では、ISDAからの金融取引に係る公

最後に、こうした検討を踏まえて、我が国の法制度において参考とすべき点がないかなどの点も整理する。

三―一 CDS関連指標のライセンスを義務化したことの妥当性

に処分する権利を有するという点から始めるべきである」としている。また、「技術標準にとって不可欠な知 方を明示してきた。そこでは、「どの事業者もどの取引先と契約するかを選ぶことができ、所有する資産を自 ガイドライン等で知的財産権などのライセンスに係る様々な行為を競争法上どのように評価すべきか、(年) 欧州委は、これまで水平的協定ガイドラインを始め、技術移転協定ガイドライン、市場支配的企業の濫用行為(4)

財産権の所有者が市場力を持ち始めたり、それが強化されたりしたとしても、

当該技術標準に不可欠な知的財産

確約決定書では、

る」としている。 権の所有や行 の所有や行使が市 場力の所有や行使を意味すると仮定すべきではなく、 ケースバイケー スで評価すべきであ

るかどうかを判断している。 六年九月、欧州委の競争政策担当であるヴェステア委員は、その講演で、(46) 分析枠組みを示している。その枠組みの下で当該情報の入手妨害が、 ことである旨述べた。また、欧州委は、合併事件の場合についてではあるが、これまで、以下の三点を考慮する 独自のものであり、 それでは、CDS関連指標のような情報についてのライセンス拒絶はどのように評価すべきだろうか。 ②他のだれもそれを入手できないし、③その情報を用いて他の事業者を市場から排除 関連市場において有効な競争を阻害して 問題とされる情報は①審査対象企業 <u>-</u> できる

- その情報の入力が不可欠か。 例えば、 何か別の代替物が現に、 あるいは潜在的に存在してい
- 同様の情報を入手する上での技術的、 法的、 経済的障害があるか。
- その情報 の排他的利用によって、(他社を排除する能力を通じて) 当該情報の利用されている市 場が

当事者に取り分けられ(reserve)ているか。

それでは、こうした枠組みの中で、本件のCDS関連指標はどのように評価され たの か

信用デリバティブが取引所で取引された場合、「(対象となる社債等の)

発行企業の破綻時

に興味を持っている投資家にとってもベーシスリスクが生じ得るので、 清算価格を取引所が入札等で決めるとなると、ISDAの「最終価格」と異なり得る。そうすると、 理由で他の価格には代え難いとしている。(8) 店頭取引に戻ってくることになる」旨等 取引所取引

D Ā すなわち、 の入札に参加していて、他の事業者による入札には参加しない可能性が高く、 取引所が別途、 入札を行って価格情報を入手することはできるが、 I S D A の 最も重要な一三行は既に 「最終価格」とは I S

異なる価格となるだろう。また、 ほかのどんな代替的解決策も、 投資家にとって、危機管理の観点からも含め非

効率的な重複となろう」とする旨記載している。 (49) 市場に参入し得なかったであろう」としている。こうした点に加えて、ISDA、Markit 社のCDS市場での(⑸) 取引を開始する取引所にとっては、他に実際に代替し得る具体的な指標はない。CME及び Citadel 社は潜在 また、Markit 社の両指標群に「信用デリバティブの流動性が集中しているので、 初めて信用デリバティブの

地位を勘案すれば、CDS関連指標は、上記条件を十分に満たしていると言えよう。(51) なお、本件に関係した米国での集団訴訟では、原告側の金融取引に係る専門家参考人が意見書を提出している。 (32)

同意見書は、 本件のISDAによるライセンス条件の変更によって、CDSの取引所は、 大変容易にライセンス

を得ることができるであろうとしている。

本件を確約決定手続に付したことについて

密室のカルテルのような水平的協定事件には、確約決定手続を適用しないとしている。どのような理由で、本手 ものであるが、その実態は言わば密室で行われたカルテルである。欧州委は、その審査手続マニュアルにおいて、 本件に対する法的措置として確約決定により、 事件を終結させている。 本件は、 事業者団 体 による

確約決定書では、 左記の理由を明 記している。(54) 続を適用することとしたのか。

(1) 入取引所などへのライセンス拒絶も起きなくなるであろうことを踏まえれば、制裁金を課すことによる違 確約決定が遵守されれば、 ISDAに一三行の影響力が行使されることはなくなるであろうし、

反行為予防措置を講ずる必要はない。

(2) また、 出されたものを含め、 審査手続規則第二七条四項に規定する「マーケット・テスト」と呼ぼれる一 第三者からの意見も勘案したとしている。 般からの意見公募で

水準とすべきであるとしている。(56) とされている。 欧州制 他方、 .裁金ガイドラインは、 (55) 一般抑止効果として、 制裁金を課すにあたり各事件に応じた個別抑 他の企業が欧州競争法違反を犯さないようにするのに十分な金額 止効果を十分にすべきであ

そうすると、確かに、 ISDA及び Markit 社に対する個別の抑止効果を、 制裁金を課すことで求める必

ないかもしれな

とができる。したがって、この個別の抑止効果は小さくないと欧州委は判断したものと思われる。 れていなかったと判明した場合、 他方、同ガイドライン記載の一般抑止効果はどうだろうか。 なお、右記のとおり、この確約決定の遵守の有無について監視受託者が選定されている。 故意過失を問わず、全世界の売上高の一○%を上限とする制裁金などを課すこ 他の企業が同様に金融商品に係る共謀行為を行 また、 これが遵守さ

うとすることに対する十分な抑止効果を持たせるべきではなかったか。 しかし、欧州委は、以下の点を考慮したと考えられる。

(1) SDAの要求を踏まえて、「最終価格」に係る入札が相場操縦の対象となるのではないかとの懸念を踏 中立性を担保するための両者の組織変更などが相当程度詳細に規定されている。(8) えたライセンス条件を設定している。こうした制度設計については、 DS関連指標について信用デリバティブの取引所にライセンスする上での交渉手続の進め方や、その公正 後記の「三一三 本件確約決定の内容の妥当性」にも関係するが、 今回の確約決定の内容をみると、 金融商品取引市場に係る相当程度 また、 右記のとおり、

知見や、

関係する第三者からの十分な意見聴取を経て進めた方がより適切なものとなろう。

できる

2

制度設計を行う上では、マーケット・テストの手続を擁する確約決定手続の方が適切であったとの評価も そうすると、被疑事業者のみならず、広く関係する第三者からの意見を聴取することが望ましいような

と以上の有効な措置を、マーケット・テストによる第三者からの意見聴取を踏まえつつ、見直しを行うこ なお、欧州委が「確約決定手続の場合、審査手続規則第七条に基づく禁止決定で命じることができるこ

とができる」点を、確約決定が禁止決定より優れた点(several advantages)の一つとして挙げている。

右記のとおり、すでに、前年の二○一五年に米国の集団訴訟で上記の一二行並びに本件のISDA及び

が専門家の間で評価されている。欧州委がこの点に注目した可能性もある。 Markit社は、一八・六億ドルを年金ファンドなどの投資家に支払うことで和解契約を結んでいる。 ISDA及び Markit 社に対しては、ライセンス交渉に係る仕組みの大枠が和解契約に盛り込まれたこと

一一三 本件確約決定の内容について

に係る詳細な知見を踏まえたものとする必要があろう。 踏まえた「最終価格」に係る入札を相場操縦行為から守るための手続などの設計は、ライセンス手続や金融市場 右記「三―二②」で述べたとおり、本件の確約決定書記載の複雑なライセンス交渉手続や、ISDAの要求を

あるとされている。 約決定を行う場合にも、 局にも連絡し、十分に協議することが義務化されている。また、第三者からの意見公募手続を行い、(⑥) 欧州委は、異議告知書や確約に係る予備評価 事前に他部局と協議することが義務付けられ、そのための慎重な日程作成を行うべきで (preliminary assessment) を被疑事業者に通知する前には、 最終的な確 他部

する」ことができた成果であると評価できよう。(64) とる上で有益である」旨述べている。本件に則していえば、ISDAの保有する被疑事業者の属する事業分野規制の枠組みをよりよく理解するのに役立っており、 係る検討などは、 する結果を取り除き、調整された対応をとることができる。さらには、こうした他部局との事件ごとの調整は 別の事件を例として挙げつつ、 宰すること等を通じて代替的な価格を算出することが不可能であることなどを論証している。 本件の場合には、 規制担当他部局との調整を通じて「被疑事業者の属する事業分野規制の枠組みをよりよく理 確約決定書でISD 確約決定手続をとることで「産業所管規制部局との協力により、 Aの保有する「最終価格」について、 ISDAの保有する「最終価格」 新規参入取引所が独自に入札を主 競争上の評価や有効な措置 欧州委競争総局 の代替的な指標に 当該部局と矛盾

三一四 本件の我が国への示唆

よいかという点である。 第一に、本件で問題となった入札価格や価格指標など市場取引に関する情報を競争法上どのように評価したら

ル 1 我が国でも、企業結合案件ながら、こうした情報を重視した最近の事件として二○一二年の日本証券取引 プの事案等が挙げられる。(66) 所

本案では、合併当事者である東証のTOPIX先物取引に関する他の代替的商品の有無が問題となり、

市場

関

でのTOPIXの使用に関する合理的な条件のライセンスを提供する。 解消措置として、 係者にとって代替的商品は存在しないと公正取引委員会(以下、 既にTOPIX先物取引を扱っているNYSE Liffe 公取委)は結論付けた。そこで、「東証は、 また、 そのライセンス料を引下げる旨 の取引時間を延長し、その 時 間 問 帯

一点を申し出た」とする旨の記載がある。今後、我が国でも、こうした市場関連の情報を競争法の適用におい

どのように評価 第二に、我が国では、 すべきか更なる事例の蓄積や適用方針 独禁法四八条の二の規定に基づき、 の明確化などが求められよう。 公取委は確約手続を開始できる。

約手続に関する対応方針(平成三○年九月二六日公正取引委員会)を公表しており、「五

ない」旨明記している。したがって、この方針に従えば、我が国で本件のような事業者団体による共同ボイコッ の三において準用する場合を含む。)に掲げるものに関する違反被疑行為である場合」には、「確約手続の対象とし 第一号若しくは第二号に関する違反被疑行為であって、 いて、「入札談合、受注調整、価格カルテル、 数量カルテル等のように、独占禁止法第三条、第六条又は第八条 かつ、独占禁止法第七条の二第一項 (独占禁止法第八条

な制度設計が必要な事案は、 我が国では、 公取委においても、 他省庁との協議を踏まえつつ検討していく必要があろう。 確約手続の過程で他省庁との協議を行う規定、 このところ急速に進むデジタル・トランスフォーメーション こうした確約手続対象に係る柔軟な運用について検討することが望まれる 方針等はない。 今後、本件のような複 D X 経済 市

スなどの制度設計が必要な際には、

トが行われた場合には、

確約手続の対象とはならない。

関係する第三者の意見なども交えて合意形成を行っていくことが適当であろ

しかし、本件のような複雑な交渉手続、

組

織

ガバ

、ナン

進展等を踏まえると、

PIXの使用に関する合理的な条件のライセンスを本件統合の実行日までに提供する」とされているが、「合理 な手続が記載されている。 交渉にお 例えば、 いて何かトラブルが生じた場合に、どのような交渉手続をとるべきであろうか。本件では、 右記 がどのように設定されることになるのかについて特段の記載はない。そうすると、仮に、 の日本証券取引所グループの事案では、 かかる詳細な手続に係る制度設計には、 同グループから、 関係省庁の専門的知見も必要になってこよう。 N Y S E L i f eに対して、 確約に詳 ライセン ТО

確約手続の対象」に

お 確

他方、

同委は、

四 おわりに

生成から決済までが容易となる金融商品取引が一段と広がりをみせている。こうした商品の多くが各国の主要取 最近では、 CDS等の 仕組みはますます複雑化してきている。また、 様々なDX技術を利用することで、その

引所への上場なども行われ、その市場の存在は、 質量ともに日ごとに大きなものとなっている。

本件における欧州委の確約決定は、こうした市場でのライセンス交渉の在り方や組織・ガバナンス等の制

我が国法制度などへの示唆や、その後のフォローアップも含め、さらに検討を深めていくことが

望まれる。

計

さらには、

1 すべて筆者個人に属するものである。 では、先生が我が国で切り開かれた交渉学について、東京理科大学大学院での講義でゲストスピーカーを引き受けて 切に御指導い 本稿についても様々な貴重な御助言をいただいた。この場を借りて、心より感謝申し上げたい。なお、 いただいた。 田村次朗先生には、私が公正取引委員会で平成一七年独禁法改正作業等に携わった頃から、 現在も、先生の主催される交渉学・経済法に係る勉強会の末席に連なることをお許しいただいている。 ただいた。 また、先生が同法改正の強力な推進力として御活躍されているのを目の当たりにした。 同作業等について懇 本稿の誤りは

(2) Chantal Lavoie (June 2016) "EU Competition Investigation into Credit Default Swaps: The End in SSRN. が経済学的意義等を論じている。 Mondaq において、 Lawrence ほか (2017) Financial Oligopolies: Theory and Empirical Evidence in the Credit Default Swap Markets 同時並行的に進められた金融制度改革との関係について論じているほか、 Kryzanowski

告としてニューヨーク州南部地区連邦地裁に集団訴訟が提起された。二○一五年一○月、同一二行が一八億六千万ド 方、 本件について、 米国では、本件被疑事業者であるISDA及び Markit 社に加えて、 大手投資銀

文献は限られている。他方、競争法の概要・手続規定等について滝川敏明(二〇一〇)「日米EUの独禁法と競争政 2016 Colum. Bus. L. Rev. 658. 参照。我が国公取委の本件に関した審査等に係る報道はなく、これに言及した日 Law 34(2015)及ど Felix B. Chang, Second-Generation Monopolization: Parallel Exclusion in Derivatives Markets (第四版)」(青林書院)、笠原宏 (二○一六)「EU競争法」(信山社)参照。 Patrick T. Gilmartin, "Multibank Settlements in CDS Manipulation Suit", 36 Review of Banking & Financia

ルを支払うこと等を内容とする和解契約が結ばれた。その件を中心としつつ、欧州委の対応も併せて論じたものとし

- 3 (Joaquín Almunia "Statement on CDS (credit default swaps) investigation" press statement, 1 July 2013)° 取引所取引よりも高価であるだけでなく、システミックリスクを引き起こす可能性がある」旨指摘してい 官室(経済財政分析担当)参照。また、欧州委競争政策担当の Almunia 副委員長も、「店頭取引は、投資家にとって 内閣府 (二○○八年) 「世界経済の潮流 二○○八年 Ⅱ—世界金融危機と今後の世界経済—」
- 4 repositories によってこうした規制が施行されている。我が国でも、二〇一〇年度の金融商品取引法改正によって、 PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 4 July 2012 on OTC derivatives, central counterparties and trade けられることとなった。 内閣府令で定める特定の店頭デリバティブ取引等について免許、承認又は認可を受けている清算機関の利用が義務付 点から、米国では Dodd-Frank 法によって、欧州委では、REGULATION(EU)No. 648/2012 OF THE EUROPEAN 金融機関のデリバティブ取引がOTCへと集中した場合のリスク・エクスポージャー増大等の不透明性解消
- の公表をした。 「事業内容・構造に係る改善を行えば足り、直接的に金銭的負担を伴う措置が講じられることはないとみられる」旨 米国司法省反トラスト局も、 類似の嫌疑で捜査を始めたとの報道がみられたが、Markit 社は、 二〇一四年五月、
- (c) Article9, COUNCIL REGULATION (EC) No 1/2003 of 16 December 2002 on the implementation of the rules on competition laid down in Articles 81 and 82 of the Treaty
- の大枠となる改善措置を内容とする和解契約を締結している。"Memorandum In Support of Plaintiffs' Motion for 前掲註二のとおり、 米国では、 投資銀行などによる損害賠償金支払に加え、 ISDA及び Markit 社

- Re CREDIT DEFAULT SWAPS ANTITRUST LITIGATION 13md2476 (DLC) (S.D.N.Y. Sep. 4, 2014) 参照 Preliminary Approval of Settlement with All Defendants and Preliminary Certification of A Settlement Class", In
- 8 AT.39530 (Microsoft – Tying))° れる。例えば、二○一三年三月、マイクロソフト社は、確約決定違反として六八○億円の制裁金が課された(CASE 審査手続規則二三条二項(c)の規定により制裁金が、又は同二四条一項(c) の規定により強制履行金が課せら
- 9 Group Limited、Case AT.39745 (以下、Markit 社への確約決定書). Inc. Case AT.39745(以下、ISDAへの確約決定書)及び COMMISSION DECISION of 20.7.2016, addressed to Markit Limited, Markit Group Holdings Limited, Markit Indices Limited, Markit North America, Inc and Markit COMMISSION DECISION of 20.7.2016 addressed to The International Swaps and Derivatives
- (10) ISDA及び Markit 社の確約決定書共にパラーから一六。
- (日) Press Release of 29.4.2011, IP\11\509 を参照。
- 12 は、 同社の取締役会の過半を出している。さらには、同社の3つの指標諮問委員会にも委員を出している。なお、OECD (2019a) "Licensing of IP rights and competition law - Note by the EU" DAF/COMP/WD (2019) 52, May 2019 & Markit 社が世界のCDS指標取引の約90%を占めてきたとしている。 Markit 社を含めそのグループ会社を併せ五社の総称。一三行は、二〇〇二年に同社株式の過半を取得し、
- 13 ISDAへの確約決定書、 Markit 社への確約決定書ともにパラ一○。
- れる国際金融業界組織であり、 産となる社債の発行会社の倒産などのクレディット・イベント後の入札を、同協会は Markit 社と共同で実施してい ISDAは米国ニューヨーク市に本部を置き、本件の異議告知書発出時、 倒産などした発行会社の社債の残余価値について入札を通じて決まった価格を Final Price'(以下、「最終価 と称している。 ISDA及び Markit 社の確約決定書共にパラーから九参照 標準的な店頭デリバティブ取引の契約書式などの策定にあたっていた。 六七か国八五〇以上の会員から構成さ 同取 引の原資
- 15 market investigation to International Swaps and Derivatives Association (ISDA)". EUROPEAN CMMISSION (2013) PRESS RELEASE "Antitrust: Commission extends CDS information

- 16 Société Générale を除き、Bear Stearns を加えている。 審査対象であった一六の投資銀行のうち、Commerzbank、Wells Fargo Bank/Wachovia、Crédit Agricole 及び
- working documents on procedures for the application of Articles 101 and 102 TFEU (以下、審査手続マニュアル)。 のと考えられた」段階でこれを発出することとしている(Antitrust manual of procedures Internal DG Competition 同マニュアルでは、この異議告知書のみに基づいて措置などを決定しなければならないとし、「事実認定が完全なも 欧州委は、審査手続に関する内部の実務用マニュアルを法的拘束力はないものとしつつも、 これを公表してい
- (18) 欧州委審查手続規則二七条四項(四)
- 19 ことができるようにして、 間 ISDA に加え、後記二―二―二のように、社内の委員会等を通じて「一三行の道具として機能していた」Markit 社 D. Bailey (2021) "Competition Law 10th Edition" (Oxford University Press)^o 19 February 2002、OPINION OF ADVOCATE GENERAL MR. LEGER)の判例等が確立している(R. Wish and の共謀等による調整行為のみならず、事業者の集合的構造や共通体のような制度化された協力の仕組みも押さえる 本件では事業者団体として位置付けられた。 欧州競争法上、「事業者団体」の定義はない。しかしこれまで「競争法八五条(現・一○一条)一項は、 同規制の潜脱行為防止を図っている」旨(Case C-309/99、WOUTERS AND OTHERS、 国際的金融事業者の団体である
- 20 たものと考えられる。 となっていた一三行への審査が終結している。その結果、 かった。審査開始決定時には、 取引所での取引を排除していたことが違反だとされたとみられる。他方、二〇一五年一二月に異議告知書の対 本件の審査開始時の欧州委の報道発表資料に記載されていた一〇二条違反については、 一六行及び Markit 社の集合的支配地位の濫用により、CDS取引という関連市場か 一〇二条違反に係る被疑行為が審査対象から取り下げられ 確約決定書では言及がな
- 21 る」旨を引用してい なお、同決定書は、 異議告知書の記載「ISDAの理事会 (Board of Directors) は、 一三行の利害を代弁して
- 欧州委は、 その審査手続マニュアルにおいて、「関連する競争上の懸念が被疑事業者に通知されて、正当にこれ

28

パラー九。

を評価するのに十分であると欧州委が自ら考える事実を記載しなければならない」としている。 告知書が出され、前掲註一七のとおり、その時点で欧州委としてはその「事実認定が完全なものと考えた」とみら また、本件では、

とについて許認可が必要な場合において、その申請行為を妨害する」行為を独占禁止法第八条第一号又は第三号上 平成九年 権等について、その主要事業者ら及び当該団体が共同してライセンス拒絶をした事件(平成九年八月六日勧告審決 問題となる」仮想例として挙げている(二一八頁参照)。 (二○一八)「流通・取引慣行ガイドライン」(商事法務)では、事業者団体が、新規参入者がその「事業を営むこ 我が国公正取引委員会「流通取引・慣行に関する取引上の指針」では、事業者団体の所有又は管理運営する特 第五号)について、「競争者との共同ボイコット」の具体例として挙げられている。また、佐久間

(24) https://www.eurex.com/ex-en/find/about-us 参照。

25 デリバティブ取引が累増する中で、この「最終価格」が事実上の業界標準になっていた。 その想定元本額と市場価格の差額による現金決済により清算する際の、ISDA主宰の入札価格を指す。 CDSの原資産となる社債などの発行企業が倒産などに際して、当該社債をCDSの買い手が現物決済に拠らず、 短期の信用

26 "Use Agreement"として関係するHPに掲載、 本件確約決定時も同方針は依然有効だった。

(27) ISDAへの確約決定書パラ五。

29 フューチャー又はオプションのような商品が取引される際にも参照されてい Markit社算出の指標。店頭で取引されているほとんどのCDSは、これら両指標を参照している。 iTraxx は欧州企業の、 CDXは北米企業の、主に投資適格のそれぞれ一二五社を参照するCDSで構成される る。

30 IJ] ステム」のことを言う。 「投資家がディーラーに対して気配の提示を求め、その気配の有効時間内であれば取引執行することができるシ 2014 Spring 一四五頁参照 吉川 浩史「米国を中心に注目を集める社債取引プラットフォーム」 野村資本市場クォー

清水葉子「アメリカの証券市場構造とHFT」、二〇一五年一月(証券レビュー 第五五卷第十一号)三一頁参照

- 32 Mlex 参照。また、 のではないかとの見方がある。Lewis Crofts(2016). "ISDA, Markit offer license changes to end EU swaps probe". 期間が一〇年というのは稀であり、通常は五年であり、 欧州委は、他の事件で五年以内であっても、その確約措置によって競争状態が回復されたとして、 市場での競争回復には、より長期間を要するとみている
- 33 その履行義務が解除されたものもある(Case AT.39678/AT.39731- Deutsche Bahn I/II)。 知見等を有する三人の推薦を行い、その中から選ぶことができるが、欧州委は拒否権を有している。 本確約についてのISDAの遵守状況を監視するために指名されるものであり、ISDAが本件について専門
- 34 二〇一三年に異議告知書が出た際、ISDAは、「最終価格」がライセンスされた場合のその入札の完全性が損
- 35 なわれ得る様々な懸念を表明していた。その中に、入札における相場操縦行為への懸念も示されていた。 欧州委の報道資料によれば、例えばCDSの市場規模(二〇一三年)は、想定元本額で一〇兆ユーロ (当時 の為

替相場で、一三○○兆円程度)を超えていたとされる。

- Conduct Matters with the European Commission", 02 February 2021 (Global Competition Review) 参照 Markit 社に対しては、異議告知書から確約手続に移行するなど、同一の事件で対象事業者によって手続が異なるな ど異例の展開を辿ったことなどについて、Jonas Koponen and Ariti Skarpa, "EU: Settling Antitrust Non-cartel 本稿とは別の論点として、一三行に対しては異議告知書を発出しながら、審査を途中で終結し、 I S D
- よるその入手が阻害されていた旨述べられている。 右記註二で述べた米国の集団訴訟では和解判決の判事意見では「CDS data」と概括した上で、CMDXなどに
- M. COLE (2018), "Data in EU Merger Control", CPI Antitrust Chronicle 参照
- 明することが望ましい」としている。 (14)では、「制裁金を科す意図を異議告知書に記載していた場合には、なぜ制裁金が必要なくなったのかについて説 審査手続マニュアル 16 Commitment Decisions 2. Considerations and main objectives (13) 参照。
- 本稿では言及していないが、確約で示されたライセンス交渉手続についても今後検討する必要があろう。
- horizontal co-operation agreements (2011/C 11/01) Guidelines on the applicability of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to

- 42 technology transfer agreements 2014/C 89/03 Guidelines on the application of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to
- もので、本件には直接影響しないが、水平的協定ガイドラインのパラ二でも、一〇一条とともに適用されることも exclusionary conduct by dominant undertakings (2009/C 45/02) は、一〇二条の支配的地位濫用行為へ適用される あったとしている。 Guidance on the Commission's enforcement priorities in applying Article 82 of the EC Treaty to
- (4) 市場支配的企業の濫用行為ガイドライン パラ七五参照。
- (45) 水平的協定ガイドライン パラ一四二。
- 46 M. Vestager, Data Ethics event on "Data as Power," Copenhagen, September 9, 2016
- (47) M. COLE (2018) p.3
- (49) 同 パラ三五。(49) 同 パラ三五。
- (5) Markit 社への確約決定書 パラ三四。
- (51) OECD (2019a) パラ四五参照。
- 52 スタンフォード大 James Darrell Duffie 教授(Dean Witter Distinguished Professor of Finance at Stanford
- 53 Law 34 (2015) Graduate School of Business) Patrick T. Gilmartin "Multibank Settlements in CDS Manipulation Suit", 36 Review of Banking & Financial
- のかについて説明することが望ましい」としている。 前掲註(39)のとおり、「制裁金を科す意図を異議告知書に記載していた場合には、 なぜ制裁金が必要なくなった
- Guidelines on the method of setting fines imposed pursuant to Article 23 2 (a) of Regulation No 1/2003
- (2006/C 210/02) Monti, Giorgio (鳩貝真理訳) 「EU競争法の遵守確保の方法:是正措置、 パラ四、五。 制裁金、 損害賠償」慶應法学

- Law Journal). No.30 (2014. 10), p.297- 318 参照
- 57 前掲註八。
- 59 58 内部組織変更につながろう」としている。 OECD (2022), REMEDIES AND COMMITMENTS IN ABUSE CASES - Contribution from the European Chantal Lavoie (June 2016) は、 組織上の構成変更について「広範なものであり、 ファイアーウォールのような
- Union Session IV 1-2 December 2022 パラ八。
- 60 りももっと意義深いものとなるかもしれない」旨を述べている。 Patrick T. Gilmartin (2015). p.477 では、「ISDAに対する措置は、CDS市場にとって、 和解金の支払いよ
- 61 り込まれている。他方、前掲註三三のとおり、欧州委は被疑事業者が選定した者への拒否権を有している。そうする 金融市場をこれまで監視してきた当局であれば知り得ていた情報が必要とされるのではないだろうか。 例えば、ライセンス交渉に係る監視受託者については、被疑事業者たちからの独立性などが詳細に条件として盛
- 62 of 24 February 2010 amending its Rules of Procedure 及び審査手続マニュアル 1 Decision making Procedure 3.1.1 (53), 16 Commitment Decision 3.2 (30). Article 5 (4), EUROPEAN COMMISSION Brussels, 24.2.2010 C (2010) 1200 final COMMISSION DECISION
- 上の違反行為を打ち消す結果になるわけではない。他部局との調整を行ったとしても、 Decision of 4 July 2007 in Case AT.38784-Telefonica)を挙げ、他部局の規制に従っていること自体が、何ら競争法 OECD (2022) パラ 二八。なお、同パラ二九では、電気通信分野等での事件での措置 強調している。 この点が変わるわけではない 一の例 (Commission
- 64 同右 パラ二八。
- 65 公取委 (二〇二四) (平成二四年度:事例一○)(株)東京証券取引所グループと(株)大阪証券取引所の統合。
- に関する審査結果について」(令和元年一○月二四日)において、「全国の医療機関及びそれら施設に勤務する医師等 データ」が代替性の利かない商品であるとして、当事会社から競合事業者への提供拒否を行わないことが、当該案 このほか、同じく最近の企業結合案件では、「エムスリー株式会社による株式会社日本アルトマークの株式取得

のかについて、一定の考え方を示している。 する独占禁止法の運用指針でも、「競争上重要なデータや知的財産権等の資産」が競争法上どのように評価され得る 件の問題解消措置として提案され、公取委はこれを受け入れた。さらに、二○一九年に改訂された企業結合審査に関

渡邊輝広(二〇二〇)「DX時代における Digital Finance の取り組み」(二〇二〇年)参照。

67